

【保健福祉関係】

☆福祉関係施策については、原則として施設整備やマンパワーの充実を中心とした現物給付主義に改めていくこととし、制度の内容に差異があるものは、財政運営の健全化に配慮しつつ速やかに調整する。

（福 祉）

○生活保護事業

- ・ 国等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおりとする。
- ・ 臼田町、浅科村、御代田町の生活保護法に基づく事務のほとんどは、県の福祉事務所が事務を行っている状況にあるため、合併に際しては、事前の事務引継ぎや事務量の増加に伴う職員の配置等について配慮する。

○障害者福祉事業

- ・ 国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編に努める。

○児童福祉事業

- ・ 少子高齢社会の進展に配慮し、子育てをしやすい環境づくりに努める。
- ・ 国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、子育て支援事業等については充実に努める。
- ・ 児童福祉向上のため、児童館建設を推進する。

○保育事業

- ・ 国等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおりとする。
- ・ 保育料については、新市発足時に統一を図る。

○高齢者福祉事業

- ・ 国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努める。
- ・ 特別養護老人ホームの建設を推進し、待機者の解消に努める。

(健康)

○保健衛生事業

- ・ 住民生活に極めて密接に関係し、かつ重要なものであるため、新市の一体性を確保できるよう速やかに調整を行う。
- ・ 成人・母子保健事業、予防対策事業、健康増進事業等については、実施内容・方法について関係機関と調整し統一を図る。

(介護保険)

○介護保険事業

- ・ 制度の中で保険料や納期等が異なるため、新市発足時に統一を図る。
- ・ 住民の負担とサービスの内容について、新市の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分調整し、市民福祉の向上に努める。